

事務連絡  
平成27年2月26日

各市区町村ご担当者様

中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課  
総務省地域力創造グループ地域政策課

### 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の第5回認定について

平素より、中小企業・小規模事業者への支援施策の実施に、格別のご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）では、市区町村が地域の創業支援事業者と連携し、創業支援事業計画を策定することとされており、国の認定を受けることにより、さまざまな支援措置を受けることとなっております。本制度は現在第1回から第3回まで認定を行っており、第4回認定（平成27年2月27日予定）と合わせると全国で301自治体が認定を受ける予定となっております。

下記に国の創業支援施策の一部をご紹介しますので、貴自治体の創業支援の一助としてご参考にして頂ければと存じます。なお本件のお問い合わせについては、中小企業庁創業・新事業促進課及び最寄りの経済産業局までご連絡ください。

また、先にお知らせしましたとおり、中小企業庁の平成26年度補正予算及び平成27年度予算である創業・第二創業補助金につきましては、下記のとおり産業競争力強化法に基づく認定市区町村への重点的な支援を行います（※1）。

**（※1）別添資料1「平成26年度補正予算事業及び平成27年度予算事業「創業・第二創業促進補助金」の募集開始に先立つ募集内容に関する留意点のお知らせ」**

#### 【平成26年度補正予算事業】

認定市区町村で創業する場合、創業予定地の認定連携創業支援事業者の支援を受けた（又は現に受けている）場合及び創業予定地の認定市区町村で実施される特定創業支援事業を受けた場合には、加点を行います。

※認定市区町村は第4回認定までに認定を受けた市区町村が対象。

#### 【平成27年度予算事業】

認定市区町村での創業を対象としています。また、創業予定地の認定連携創業支援事業者の支援を受けた（又は現に受けている）場合及び創業予定地の認定市区町村で実施される特定創業支援事業を受けた場合には、加点を行います。

※第5回認定素案提出（平成27年3月27日（金））をした市区町村までを創業予定地として含むこととします。ただし、提出された素案が認定されなかった場合は、採択の対象となりません。

ご多忙中とは存じますが、ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定について

国は同法により、地域の創業を促進するため、市区町村が民間事業者と連携して創業支援を行う取組を応援しています。具体的には、市区町村が中心となって、地域で連携する創業支援事業者と「創業支援事業計画」を策定し、これを国が認定することで、補助金をはじめとした関係省庁の各種施策やメリットを活用できる内容となっています(※2)。

(※2)別添資料2「産業競争力強化法の概要」

### 2. 「創業・第二創業促進補助金」(中小企業庁)について

#### (1) これまでの創業補助金の市区町村別実績

平成24年度補正及び平成25年度補正予算事業「創業補助金」では、全国で23,407件の申請及び9,423件の採択が行われました。平成26年度補正予算及び平成27年度予算事業による「創業・第二創業促進補助金」においても多くの申請件数が予想されます。前回の「創業補助金」の自治体別申請及び採択件数データ(※3)を送付しますのでご参考にして頂ければと存じます。

**(※3)別添資料3「創業補助金自治体別申請・採択件数」**

### 3. 認定自治体の活用事例について

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の第4回認定に向け申請され、創業支援による地域活性化に向けて動き始めた町、村の事例(※4)や、既に認定を受けて創業支援に取り組んだ結果、地域内の創業気運が高まっている町及び、地域で連携し創業支援に取り組んでいる事例(※5)を紹介します。また第1回から第3回認定までに認定連携創業支援事業者として参画された団体(※6)をご紹介しますので、今後の計画作成のご参考となればと存じます。

(※4)別添資料4「事例①」(第4回認定予定自治体：鞍手町・白馬村事例)

(※5)別添資料5「事例②」(第1回認定自治体：津和野町・秩父地域連携事例)

(※6)別添資料6「認定連携創業支援事業者参画リスト」

### 4. 第5回認定スケジュールについて

現在、創業支援事業計画の第4回認定を控えておりますが、第5回認定につきまして、以下のスケジュールを予定しておりますので、認定申請及び変更申請を検討している市区町村におかれましては平成27年3月27日(金)までに最寄りの経済産業局に、申請様式をメールで提出してください。また事前相談や本事業に関する問い合わせにつきましても、最寄りの経済産業局までご連絡ください。

○第5回のスケジュールについて

- ・平成27年3月27日（金）申請書（素案）受付締切
- ・平成27年5月上旬申請書（正式）受付締切
- ・平成27年5月中旬第5回認定予定

○産業競争力強化法（創業支援パート） 経済産業局担当課室連絡先一覧

局	部	課	電話番号
北海道	地域経済部	新規事業室	011-700-2251
東北	地域経済部	産業支援課	022-221-4882
関東	地域経済部	新規事業課	048-600-0275
中部	産業部	経営支援課 ・新事業支援室	052-951-2761
	北陸支局	産業課	076-432-5401
近畿	産業部	創業・経営支援課	06-6966-6014
中国	産業部	経営支援課	082-224-5658
四国	地域経済部	新規事業室	087-811-8521
九州	地域経済部	新産業戦略課 （メイン担当課）	092-482-5438
		地域経済課 （サブ担当課）	092-482-5430
沖縄	経済産業部	地域経済課	098-866-1730

※創業支援事業計画認定スキームの募集や説明会の開催等、詳細については最寄りの経済産業局へご相談下さい。

※参考 URL

○地域における創業支援体制の整

備：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>

○市区町村による創業支援のガイドライン（26年11月版）：

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/2014/0814tebiki.pdf>

○地域の相談窓口（ミラサポ内 地域のワンストップ相談窓口）：

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/2014/0814tebiki.pdf>

【本通知に関わる問い合わせ】

所属：中小企業庁創業・新事業促進課

担当：平原、石井、鈴木、塚田、山田

連絡先：03-3501-1767